

第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び
障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）、会議録

日時：令和4年1月25日（火）14:00～15:40

実施：リモート形式によるオンライン開催

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 障害者差別解消に関する周知啓発について
 - (2) 「コロナ禍における困りごと」の事例調査について
 - (3) 障害者差別に関する状況について
 - (4) そ の 他
- 3 閉 会

配布資料

- ・ 第2回さいたま市障害者の権利の擁護等に関する委員会 次第
- ・ 第2回さいたま市障害者の権利の擁護等に関する委員会委員名簿
- ・ 資料1 令和3年度 障害者差別解消に関する周知啓発について
- ・ 資料2 「コロナ禍における困りごと」の事例調査について
- ・ 資料3 令和3年度 障害者差別相談対応事例一覧【取扱注意】
- ・ 第2回障害者の権利の擁護等に関する委員会 書面表決意見調書
- ・ さいたま市ノーマライゼーションカップ2022 チラシ

出席者

委 員・・・宗澤委員長、大村委員、峯委員、田代委員※、柴野委員※、
山崎委員※、菅原委員、滝澤委員、荒井委員※、山田委員※
臨時委員・・・越智臨時委員、荻原臨時委員※、渡辺臨時委員※、加藤臨時委員
末吉臨時委員、宮村臨時委員、黒金臨時委員、水内臨時委員、
塚田臨時委員、塚越臨時委員※、内河臨時委員、高島臨時委員※
※は書面参加
事 務 局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長
障害政策課職員

欠席者

な し

1. 開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、障害政策課長の竹内と申します。

本日は、皆様大変お忙しい中、第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、事前に送付をしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- 1 点目 第2回さいたま市権利の擁護等に関する委員会 次第
- 2 点目 さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 委員名簿
- 3 点目 資料1 令和3年度 障害者差別解消に関する周知啓発について
- 4 点目 資料2 「コロナ禍における困りごと」の事例調査について
- 5 点目 資料3 令和3年度 障害者差別相談対応事例一覧
(令和3年12月28日現在)

5 点目 資料3については、会議終了後、資料送付時に同封いたしました返信用封筒で、障害政策課までご返送ください。

6 点目については、書面参加をされる委員の方にご提出いただきます、第2回障害者の権利の擁護等に関する委員会 書面表決意見調書でございます。

また、本会議資料とは別に、今年度の「さいたま市ノーマライゼーションカップ」のチラシを配布させていただいております。こちらにつきましては、後ほどご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上7点でございます。皆様、不足等はありませんでしょうか。

ここで、新たな委員をご紹介させていただきます。

前回まで委員をお願いしておりました、大宮厚生病院の竹内委員に代わりまして、同じく、大宮厚生病院の田代 将之 様に、新たに委員としてご参加いただくこととなりました。

なお、今回、田代委員は書面での参加となりますので、ご紹介のみとさせていただきます。

ここで、皆様にお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインでご参加いただいておりますので、ご自身が発言をする時以外は、ミュートにさせていただくようお願いいたします。会議の進行上、事務局にて、ミュートの設定・解除をさせていただくこともございますので、ご了承ください。

また、ご発言いただく際は、実際に挙手していただく又は挙手ボタンを押すなどしたうえ、委員長から指名後にご発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけると幸いです。

それでは、以後の議事の進行につきましては宗澤委員長をお願いしたいと思います。宗澤委員長、よろしくお願いいたします。

(宗澤委員長)

それでは、ここからは私の方で議事の進行を務めさせていただきます。

まず、本日の委員の出席状況ですがオンラインでの出席委員は11名、書面での出席委員9名ですので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第19条第2項の規定により、委員の過半数が出席されております。

ので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。また、会議録及び、会議資料も公開となりますので、各区役所の情報公開コーナーにおいて、公表したいと考えております。

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先ほど確認したところ、傍聴を希望する方1名がオンラインで参加しています。この映像を見る形式で傍聴いただいております。傍聴を許可することによろしいでしょうか。

～ 委員了承 ～

ただし、議題3「障害者差別に関する状況について」は、個別具体的な差別事案を取り扱う予定ですので、この議題については非公開とさせていただきます。

傍聴人の方につきましては、議題3に入る前にお声がけいたしますので、申し訳ございませんが、一旦ご退席をお願いいたします。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

まず、議題の1番目について、「障害者差別解消に関する周知啓発について」、事務局から説明をお願いします。

2. 議 事

議題1. 障害者差別解消に関する周知啓発について

(事務局)

それでは、議題1「障害者差別解消に関する周知啓発について」、ご説明いたします。

お配りしております、資料1、「令和3年度 障害者差別解消に関する周知啓発について」の1ページをご覧ください。

「1 事業者や市民を対象とした啓発」、(1)パンフレットの作成・配布でございます。

事業者や市民を対象とした啓発といたしましては、平成28年度に「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」を作成してから、これまで事業所や医療機関をはじめとする各関係機関に配布を行ってまいりました。

令和3年度につきましては、医療機関や薬局のほか、新規に生活に直接かかわる市内金融機関、市内スーパーマーケット、市内ドラッグストア、市内理美容店に対し、啓発を行っております。また、権利擁護委員会で進めておりますコロナ禍における困りごとの事例収集の依頼に合わせて、教育機関への周知を行い、合計で11,653部を配布しております。なお、市内飲食店につきましては、数が多いため、エリアを分けて複数年に渡って配布しており、今年度は、桜区、中央区、大宮区内の飲食店に配布しております。

今後につきましては、年度内に、バス事業者、タクシー事業者へのパンフレットの配布も予定しております。

続きまして、資料の2ページ、②「合理的配慮提供促進事業」についてご説明いたします。今年度はより多くの方に合理的配慮について理解いただけるよう、先程ご報告いたしましたパンフレットと合わせて、医療機関や市内の店舗等にチラシを配布、SNS等で周知をおこなったほか、市報さいたま8月号の特集記事においても周知をいたしました。

今年度のチラシにつきましては、具体的なイメージが湧くように、イラスト付きで事例を掲載したほか、これまでの補助事例を紹介しているホームページコンテンツを案内いたしました。

また、昨年度に引き続き、黒金委員にご協力いただき、商工会議所の会報誌「さいBiz」の7月号に本制度の周知記事を掲載いただきました。黒金委員におかれましては、記事の掲載にご協力いただきまして、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

なお、12月28日までに補助金を交付したものは3件となっております。また、相談・お問い合わせは、理美容店に配布した直後ですので、そちらからの問い合わせが増えております。本事業につきましては、申請期限の2月25日まで、引き続き周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料の3ページ、③コロナ禍における困りごとの周知になります。

障害当事者や、支援機関などから挙がった、コロナ禍における新しい生活様式によって生じた困りごとを収集し、市報8月号の特集記事やホームページ、SNS等で周知を実施いたしました。

市報さいたま8月号および、ホームページコンテンツ「新しい生活様式」における障害のある方への配慮については、資料にURLを掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

また、「コロナ禍における新しい生活様式によって生じた困りごと事例集」を作成しております。詳しくは後程ご説明いたします。

続きまして、(2) イベントにおける周知をご覧ください。

まず、①「大宮アルディージャ手話応援デー」についてご説明いたします。こちらはノーマライゼーションの普及を目的として、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグの大宮アルディージャを手話で応援するイベントでございます。

今年度は、10月9日(土)にNACK5スタジアム大宮で開催されました。今年度は、来場者へパンフレットの配布を行ったほか、市長がピッチにおいて、ノーマライゼーション条例の理念について周知啓発をいたしました。

今年は、新型コロナウイルス感染症の入場者数の制限がありましたが、スタジアムでは手話での応援が行われ、4,690名の方が観戦し、テレビ埼玉において、中継放送が行われました。

次に、資料4ページ ②「障害者週間」市民のつどいについてですが、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的として、毎年開催しているイベントでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場開催を縮小し、オンライン開催と併用で実施いたしました。

今年度は、義足のダンサー大前光市さんによるオンライン講演のほか、さいたま市障害者協議会に加盟する障害者団体の協力を得て作成した、障害に対する理解を深める動画や、事業所による障害のある方によるダンスや演奏、ファッションショーの動

画、障害や難病のある方が作成した絵画・工芸作品等の作品展の動画など、計25本の動画を作成し、公開いたしました。

オンライン開催については、大前光市氏による基調講演の公開は終了しておりますが、それ以外の動画は、令和4年1月31日まで公開しております。また、会場への来場者数は、1,453名と非常に多くの方にご来場いただくことができました。

次に、③さいたま市ノーマライゼーションカップについてですが、ノーマライゼーション条例とその理念を広く市民に周知啓発するために、平成24年度から実施しているイベントになります。

9回目の開催となる今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外チームを招聘しての国際親善試合は叶いませんが、2月19日（土）に、女子日本代表チーム 対 男子ユーストレセンチームによる試合を YouTube にてライブ配信する予定となっております。

なお、ノーマライゼーションカップに合わせまして、さいたま市広報番組において、障害のある当事者の方のインタビューや、ノーマライゼーションカップの告知、ブラインドサッカーの紹介をテレビ埼玉で放送予定です。放送は2月6日（日）の10時45分から、また、再放送は2月13日（日）の10時45分からとなっております。機会がございましたらご覧ください。

なお、ノーマライゼーションカップの詳細につきましては、会議の最後に改めてお知らせいたします。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。（3）研修の実施でございます。

市内障害福祉サービス事業所を対象とした研修については、例年、本市監査指導課による集団指導の際に、併せて実施しております。今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団指導を会場で実施できませんでしたので、研修につきましても集団指導と同様に市ホームページに資料を掲載し、各事業所に受講いただく形で実施いたしました。

内容につきましては、障害者差別に関する研修を実施し、障害者差別解消法について説明するとともに、厚労省の福祉事業者向けガイドラインを引用し、事業者に求められる合理的配慮等について説明いたしました。

受講者アンケート結果といたしましては、「研修の理解度」・「研修の役立ち度」とともに100%となっております。

続きまして、2 市職員を対象とした啓発です。

まず、（1）「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に、都市経営戦略部と合同で実施しております。

開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、庁内研修受講システムを活用し、各職員が自身の端末で受講する形となりました。

各課での研修内容の伝達を促すため、各課所室等の職員1名については、12月28日までに受講を依頼し、12月の末時点では、431名が受講しております。

なお、本研修は、全職員が3月末まで自由に受講できることとしておりますので、より多くの職員に受講いただけるよう、全庁宛ての掲示板で継続して受講を呼び掛けてまいります。

内容につきましては、障害者差別解消法等の法令に定められている市職員の責務、

障害種別ごとの特性や対応の基本、本市のユニバーサルデザイン推進基本指針や、具体的な事例の紹介を行いました。

また、窓口業務を担当する職員も多く受講する研修でございますので、いわゆる「新しい生活様式」において、どういった配慮をしながら窓口業務をすべきかということ、具体的には、マスクがあると口の形が分からずコミュニケーションに障害の出る聴覚障害の方、感覚過敏や肢体不自由のためマスクが物理的に付けられない方などの事例を紹介し、代替案として筆談ボードやコミュニケーションボードなどで、可能な限り発声を伴わないやりとりをする等の必要な配慮をするよう、内容に盛り込みました。

研修後に実施したアンケートでは、研修内容について、「よく理解できた」又は「まあまあ理解できた」と回答した受講者が98.9%となっています。

また、ノーマライゼーションに関する理解度としても、99.1%の受講者が「よく理解できた」又は「まあまあ理解できた」と回答しており、受講者に対するノーマライゼーションの理念の啓発に寄与したものと考えております。

受講者からは、日常の業務を例に挙げて、この研修内容を役立てていきたいという前向きな意見や、新しい生活様式に沿った合理的配慮が業務の参考になったとの声がありました。

続きまして、資料7ページ ②ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてご説明いたします。

こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すとともに、各部局の施策等に活かしていくことを目的として実施するものでございます。

今年度は、令和3年11月1日（月）に、さいたま市聴覚障害者協会会長 川津雅弘氏を講師にお招きし、聴覚障害者の特性や、生活場面における困りごと、聴覚障害者とのコミュニケーション手段の注意点などについての講演と、挨拶や自分の名前等の手話表現について実技研修を実施いたしました。

当日は、会場とZoomを使ったオンラインでの参加を併用し、新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら、研修を実施いたしました。

市長をはじめとする36名の幹部職員が研修を受け、聴覚障害がある方への適切な配慮や手話の実技について実践いたしました。

続きまして、3 各所管での取り組み事例になります。

各所管において、独自に取り組んでいる事例を紹介させていただきます。

昨年度から今年度にかけての全市的な事業であった、経済政策課所管の特別定額給付金の支給や、新型コロナウイルスワクチン対策室所管の新型コロナウイルスワクチン接種の実施にあたっては、職員から、障害のある方への通知や、予約の受付について、どういった配慮等が必要なのかといった相談があり、視覚障害や聴覚障害があっても情報の漏れが生じないように、障害者団体や関係機関と連携して情報提供を行った事例や、視覚障害者宛ての封筒に切り込みとユニボイスコードを入れる、聴覚障害者についてはFAXでの予約を受け付ける、視覚情報が優位な障害者にもわかりやすいよう、イラストを使って情報提供するなど、柔軟に対応した事例がございました。

その他にも、各区役所において、出前講座の実施や、所属職員向けの手話研修、定期的に接遇について振り返りの機会を設けている部署がございました。

各所管での取り組み事例につきましては、全庁的にフィードバックをし、市役所全体で取り組むよう周知してまいります。

「障害者差別解消に関する周知啓発について」の説明は以上になります。よろしくをお願いします。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、何かございますか。

はい、末吉さんどうぞ。

(末吉臨時委員)

末吉です。

幹部職員研修で聴覚障害と視覚障害は研修をやったと思うんですが、知的障害や精神障害に関してはやるんですか。

(宗澤委員長)

事務局いかがですか。

(事務局)

はい、事務局でございます。

今年度に関しましては幹部職員等を対象とした研修は聴覚障害をテーマとした研修になっております。また、職員研修につきましては、知的障害ですとか他の障害種別につきましても説明をしているところではありますが、コロナ禍の状況で当事者の方のご協力をいただくことが難しい状況になっておりますので、今年度につきましては庁内の研修システムを使った研修にしております。

また、コロナが収束をしてまいりましたら、色々な障害種別の特性ですとか対応につきまして、研修を図ってまいりたいと思います。以上です。

(末吉臨時委員)

庁内のシステムと先ほど言いましたが、これは情報公開で手に入りますか、委員長。

(宗澤委員長)

いや、私にはわかりません。

これは庁内のシステムですからクローズドだと思うんですが、そう理解してよろしいですね。

(事務局)

システムにつきましては内部のシステムなんですけれども、使用しました資料につきましては、情報提供すること可能かと思っておりますので、そちらにつきましては別途情報公開のお手続き等をとっていただきまして、提供させていただきたいと考えており

ます。

そちらについては、また個別にご相談いただければと思います。

(宗澤委員長)

順次包括的にさまざまな障害特性に関わる研修もこれから進めていかれるということですので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

他は、いかがでしょうか。

はい、宮村さんどうぞ。

(宮村臨時委員)

中央区障害者支援センター来夢の宮村と申します。よろしくお願いいたします。

意見として、市民のつどいなんですけど、昨年度はオンライン開催、今年度はオンラインと会場開催。形は違うんですけども、昨年度のYouTubeの再生回数が4,000件以上あったので今年度はどうかなというところが気にはなっているところです。

ただ開催期間というのは1月末までということなので、再生回数をまた来年示していただければなと思います。以上です。

(宗澤委員長)

つまり、市民へのつどいへの参加者をより増やしていく方向で事務局にご検討いただきたいと。

(宮村臨時委員)

そうですね、はい。

(宗澤委員長)

そういうご要望だと受け止めさせていただければと思います。

その他いかがでしょうか。

はい、菅原委員どうぞ。

(菅原委員)

さいたま市社会保険労務士会の菅原です。

これ要望なんですけど、5ページ目で障害福祉サービス事業所とした研修の実施と、そこでアンケート結果というかたちで、研修の理解度、研修の役立ち度ともに100%でしたという報告をいただいているんですけど、その次の市の職員を対象とした啓発のほうで自由記載欄みたいなものを設けているところがございます。

もしできれば、こちらのほうの研修の実施についても自由記載欄があるのであれば、記載をしていただければ大変よろしいのではないかと思います。要望でお願いいたします。

(宗澤委員長)

障害福祉サービス事業所のアンケートのほう、自由記載欄はあるんですか。

(事務局)

事務局でございます。

こちらの事業所研修の自由記載欄の有無について確認をしまして、改めてご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

(宗澤委員長)

要望としてのご意見を承りましたので、この研修のアンケート結果について、アンケート結果の内容がこの委員会で確認できるような形で、出来る限り資料の公開をお願いしたいということで、自由記載欄を含めて全ての資料をアンケート結果として出していただければと、見れるような形にさせていただければというふうに、そういうご要望として受け止めたいというふうに思うんですが、よろしいでしょうか。

(菅原委員)

はい、ありがとうございます。

事業所研修 自由記載について

- ・虐待防止・権利擁護研修で概要は理解していましたが、再確認出来て良かった。
- ・合理的配慮について再認識した。
- ・禁止から解消の意味が分かった。より建設的お互いの理解をしあう意味でとても前向きな感がある。
- ・事例がもっとあるとイメージがしやすい。
- ・障害者差別解消法の解説と、障害種別の特性に関しては、かなり参考になった。特に障害種別の方はなんとなくではなく、しっかりと伝達研修ができるので、活用させていただきたい。
- ・建設的対話について他の事例など在宅でのサービス時などにも活用ができる NG 例が知りたいと思う。在宅の時は一対一になるためもっと細やかな対応など参考にできる資料がほしい。
- ・考え方はよくわかる。しかし、実際の場合で合理的配慮の提供を上手く行えるのか、利用者と分かり合える建設的な対話が持てるのかという不安もある。
- ・不当な差別的取り扱いとして掲げられている「本人を無視して、支援者・介助者のみに話しかけること」との項目は特に、職員一同が肝に銘じておくべき点だと感じる。
- ・障害者の方と接し業務を行っていると、その日の気分や体調により接し方が全く違う事が多々ある。その様な時は自分達も、改めてご本人様を注意深く観察し何が必要なのかを考え対応する様にしている。日々、学ぶ事が多い業務と感じている。
- ・差別解消のため、対話を心掛け、出来るだけ本人の意向に沿った支援を行いたいと考えているが、過剰要求になる・依存になることもあるため、対応には注意するようにしている。
- ・建設的対話がとても重要でこちらが伝えたかった事がうまく伝えられない事や誤解させず、配慮をするだけでなく、お互いにより方向性で支援やサービスを利用、提供するために必要な物だと改めて学ぶ事ができた。

- ・施設内学習会にて、意識づけをしていきたいと思う。
- ・定期的に内部研修や外部研修への参加を通して、または事例検討会を通して繰り返し学んでいきたい。
- ・細部まで内容を確認することができた。
- ・障害者差別解消法について SNS などを活用して動画配信をお願いしたい。

(宗澤委員長)

はい、その他いかがですか。

それでは積極的なご要望のご意見を承りましたので、次の議題に移らせていただきます。

書面参加委員からの意見

(田代委員)

・対面での集いが難しい現状では、ブラインドサッカー協会の YouTube 利用のようなメディア、SNS が有効だと思われる。AC のような数十秒の広告をテレビで流すのもよいかと思われる。

(事務局)

・今後、SNS 等を通じて、動画による啓発を行ってまいります。

(柴野委員)

・パンフレットの配布後の配布先からの何らかの反応（実際上のパンフの取り扱い、具体的成果の有無・内容、感想全般などのアンケートなどによる情報収集）がわかるとなお良いと思う。

(事務局)

・今後、パンフレットの配布に合わせて、配慮例や事例を収集してまいります。

(山崎委員)

・市が事業者や市民を対象として試行錯誤して啓発していることがよくわかった。
なかでも市職員を対象とした啓発事業の中で、自由記載欄に合った「障害の有無に関わらず、ひとりの個人として対応することを忘れずに、日頃から明るく・丁寧に・分かりやすい対応を意識しながら業務に取り組んでいきたいと思う。」を読み、このような姿勢の職員が育ってくれていることに感動した。

(荒井委員)

・資料 1 1 「(1) パンフレットの作成・配布」については、紙ベースでの配布部数を実績としているが、この他にホームページでの閲覧、ダウンロード等も行われていると思われるので、そうした数も集計し、実績に加えることはできないか。

(事務局)

・今後、ホームページコンテンツのアクセス数などについても確認してまいります。

(荒井委員)

・資料1 1 (1)の「②合理的配慮提供促進事業」について、問い合わせも相応にあると伺っているが、例えば、「これは対象になるのか？」のような補助対象となるかどうかの問い合わせは無いか。現状、対象となっていないものに対する補助を希望する声はないか？

(事務局)

・補助対象の可否についての問い合わせもいただいております。現状、対象となっていないものについては、タブレットのご希望を多く承っております。さいたま市合理的配慮の提供支援に係る補助金については、障害のある方への合理的配慮の提供に特化したコミュニケーションツールや物品購入に係る費用に関して補助を行っているものです。タブレット端末については、障害のある方への合理的配慮を提供するうえでの有効なツールとなることは承知しているところではございますが、合理的配慮の提供以外にも幅広く活用できる汎用性があり、より安価な方法で合理的配慮の提供を行うことも可能であることから、補助の対象とはしておりません。

(荒井委員)

・資料1 2 「②「ノーマライゼーション推進市職員研修」の実施」について、市の幹部職員が、「障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に示す」という、その目的の見直しが必要ではないか。

理解を深め、取り組む姿勢を市民に示すのみでは幹部職員としては不十分であり、「条例に基づき、率先して諸施策を実行できる幹部人材を育成する」ことが必要だと考える。

(事務局)

・ご意見を踏まえ、今後の研修の実施に向けて検討させていただきます。

(渡辺臨時委員)

・周知啓発については事業者や市民を対象とした周知啓発が進んでいると実感している。

・今後、バス事業者、タクシー事業者へのパンフレットの配布、周知啓発を予定しているとあるが、鉄道事業者にもパンフレットの配布、周知啓発を行ってほしい。

(事務局)

・公共交通機関についても、順次啓発を行ってまいります。バス、タクシー事業者へは令和4年2月に啓発を行っています。

(渡辺臨時委員)

・障害のある方への対応など、各所管が独自に取り組んでいる事例の一部が掲載されているが、全体でどのくらい行われているのか所属名と事例の数を教えてほしい。

(事務局)

- ・今後、各所管での取り組みについて、収集してまいります。

議題2. 「コロナ禍における困りごと」の事例調査について

(事務局)

それでは、議題2「コロナ禍における困りごと」の事例調査についてご説明いたします。

お配りしております、資料2の1ページをご覧ください。

第1回障害者権利擁護委員会でも、ご協議いただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた、「障害のある方の困りごと」及び、「必要な支援」について広く収集を行い、今後の新たな感染症や有事などの発生に備えるための啓発資料として、事例をまとめたいと考え、調査を行いました。

事例収集の周知は、市報やホームページ、SNS等で行っております。

調査対象については、2～3ページに記載しており、後ほどご説明いたします。

調査票は事業所や、学校などから事例を収集するための、団体用調査票と、当事者や、保護者などの個人から事例を収集するための、個人用調査票の2種類がありますが、調査内容については共通となっております。

回答は、障害政策課への郵送、FAX、メールのほか、ホームページのアンケートフォームでの収集を随時行っております。

また、調査票は無記名とし、回答者の属性については、差し支えない範囲で回答をお願いいたしました。

続きまして、2ページの「コロナ禍における困りごと」の調査先一覧をご覧ください。

まず、日常生活で関わることの多い一般事業者については、議題(1)「障害者差別解消に関する周知啓発について」でも紹介いたしました、合理的配慮提供促進事業の周知や、障害者差別防止啓発パンフレットの配布と合わせまして、周知を行い、事例収集を依頼いたしました。

次に、障害当事者の方や、障害者事業所につきましては、各団体や事業所へ団体用調査票による事例収集を依頼したほか、各団体や事業所に所属する方への個人用調査票の周知をお願いしました。

なお、利用している事業所等に直接言いにくいような事例も想定されるため、個人用調査票については、事業所等での取りまとめは行わず、直接、本市へご回答いただく形といたしました。

続いて、教育機関等につきましては、保育施設から大学まで、調査を行いました。また、特別支援学校のPTAや、青少年ルームについても周知を行い、事例収集を行っております。

教育機関等につきましても、障害者事業所等と同様に、団体用調査票による事例収集を依頼したほか、生徒や保護者の方へは、個人用調査票を直接、本市へご回答いただくよう周知をお願いいたしました。

また、当事者への個人用調査票の配布にあたっては、障害受容ができていない場合や、家庭状況が複雑な場合が想定されるため、特段のご配慮をいただくよう、あわせて依頼いたしました。

市の内部機関につきましては、障害者支援機関と教育機関等の、それぞれの所管である子ども未来局と、保健福祉局の関係課へ事例の収集を依頼しております。

続きまして、『「コロナ禍における困りごと」の事例（素案）』について説明いたします。4ページをご覧ください。

こちらは、先に説明いたしました調査票や、市民会議において収集した事例について、文言整理や意見の集約を行い、まとめたものになります。

事例については、障害のある方もない方もイメージしやすいよう、コミュニケーションや医療など、場面ごとに分けて掲載しております。

また、障害のある方や、支援者の方等が実践した事例や、配慮があった事例について、困りごとの生じた場面に対応する形で掲載しております。

今後、本事例集につきましては、一旦、令和3年度内に完成をさせたいと考えております。ただし、オミクロン株の感染拡大による、第6波の影響により、新たな事例が生じる可能性がありますので、それらの事例についても適宜収集したいと存じます。そのため、感染状況等を踏まえつつ、出来るだけ早期に市ホームページコンテンツ「ノーマライゼーション条例Web」等で公開をしたいと存じます。

本日は、事例集の作成、公開にあたり、皆様からご意見を頂戴したいと思います。

なお、最終的な編集・調整につきましては、本日のご意見を踏まえ、事務局と宗澤委員長で行わせていただければと考えております。

完成した事例集については、改めて皆様へご案内したいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、何かございますか。

どうぞ。

(峯委員)

私はさいたま市の新型コロナウイルス感染症の専門部会だとか、ワクチン対策室のアドバイザー、それから国の色んな仕事をしておりまして、コロナのために、本当に多くの方々が辛い思いをしているなど、次から次へと色んな情報が入って来ます。

そして問題はこの事例集というのは、目的は何なのかということです。要するに事例を集めることはすごく重要です。次に、本当に何が必要か、あるいは必要以上にやりすぎていることはないか、そういうことをまとめる意味で情報収集がすごく重要なんですが、今回コロナのように、正直なところ専門家すら十分わかっていないものが沢山あるような、今まで100年に1回あるかないか、そんな状況の中ではかなりスパンを短く区切って、今ある問題点を洗い出し、それについて1つ1つ短期間で改善できることはそこまで改善する。そして改善するためには相当な期間であったり専門的な調査であったり、場合によって知見も必要だってことに関しては、それはまたそれぞれの知見を持ち寄って作っていくと、そういう2通りのスケジュールを立てていくことが必要なのかなというふうに感じています。

私も色んな仕事をしていますが、やはり今回のオミクロン株もそうですが、どんどんフェイズが変わっていきまると、それに合わせてやはり対応も変わっていってしま

いますし、先ほどもお話しましたように、困りごとが多分変わっていくと思うんですよ。その段階で事例をまとめてやると、どの時点で何が必要であったかというのがなかなか見えにくくなりますので、ある程度のところでまとめる。しっかり全部まとめて何かを考えようというのは、残念ながら、この新型コロナウイルスのように非常に賢いウイルスを相手にする場合は、まとめようがなくなってしまう可能性がありますので、どこかで1回区切って、それに対して、いま分かっている段階ではこうしましょう、かつてこういう状況のフェイズの時はこれが良かったけれども、このフェイズに入ったら必ずしも十分に機能してないとかっていう、分析が必要なんじゃないかなって思いますので、本当に大変かと思えますけれども、やっぱりそのあたりのことを見ながら考えていただくと、今後こういったことは2度とあってもらっては困るわけですが、今後こういうことが起こった時に、どういう手法を今後伝えていくかっていうこと考えると、今回の経験をひとつ勉強だと思って協力し合いながら頑張っていければなと思います。私からは以上です。ありがとうございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。

貴重なご意見をいただいたと思いますので、事務局のほうでも今のご意見を受け止めてですね、整理の仕方についても工夫いただければと思います。

その他いかがでしょうか。

(宗澤委員長)

はい、どうぞ末吉さん。

(末吉臨時委員)

コロナで当事者の中では、コロナに罹ってないかという不安と、行動を制限されているという不安が高まっているということをやはり行政で分かっていたかと思えます。以上です。

(宗澤委員長)

はい、ありがとうございました。

そういうお気持ちを含めてコロナ禍の困りごとみたいなものが、うまく整理できればというふうに考えていますので。

その他、いかがですか。

(宗澤委員長)

これからの整理に関わって、事務局とご相談したいことがあるんですけども。

先ほど峯先生からご提案いただいた観点も含めて、整理する時期の問題ですとか、それから整理の仕方の問題ですね。

この2つに注意をしながら、単に差別困りごとの事例を集めるというだけじゃなくて、もともと今回の事例については、実践配慮事例みたいなものを含めて整備して提示しようと、これが条例づくりの時にやった差別事例集よりも一歩進んだ形のものにしているわけです。

そこで整理していったものの案を一度委員のみなさまにも公表前にご覧いただいて、そこでご意見をいただいた上で、最終的に調整をし、公表をすると、こういう見通しの段取りでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、事務局でございます。

宗澤先生ご意見ありがとうございます。

そういった形で対応して皆様からのご意見のほうも改めて収集したいと思いますので、そういったかたちで対応させていただければと思います。

(水内臨時委員)

すいません。水内ですけれどもよろしいでしょうか。

(宗澤委員長)

どうぞ。

(水内臨時委員)

今後、具体的にどうかたちになるのでしょうか。

例えば実際の実践事例が載っておりますけれども、こういう実践事例から考えて、例えば実際に実践されているというのは、会社の中であるとかスーパーとか、いわゆる行政ではなくて私人の方々、あるいは会社等だと思うんですけれども、そちらに対して、具体的に例えばこういうような対応が考えられるっていうような、そういう内容を推奨するような内容の項目ごとに、例えばスーパーだとか場面ごとに、何かガイドラインではないですが、考えられるようなことを示すということになるのでしょうか。

あるいは違う場合にはどうかたちになるのか教えて頂けますでしょうか。

(宗澤委員長)

事務局のほうお答えいただけますか。

(事務局)

事務局でございます。

いま水内臨時委員のほうから発言がありました通り、基本的には今おっしゃっていただいたように、事例を今後の生活場面ですとか、場面ごとで活かせるようなガイド、指標の一つとして使えるようなかたちで活用していきたいと考えております。

(水内臨時委)

対象がいわゆる行政が行うことではなくて、例えばスーパーの対応とか会社の中での対応と色んな場面ごとだったんですけど、いわゆる強制できるということではないと思うんですが、たとえば障害者の方に対してこういうような場面では、こういう対応が考えられるので、そういう対応が望ましいとか、ご検討くださいといった感じで、推奨するというか、強制力はないものの、こういうのが望ましいのではないかみたい

なことを示すということでしょうか。

(宗澤委員長)

今回はコロナの困りごとを収集していますが、こういう風に対応出来ますよっていうような知恵を、民間事業所それから公共機関、共に共通認識を持てるように配慮事例というのを提示できればというような趣旨だったと思うんですけども、事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

はい、事務局です。

宗澤先生からおっしゃっていただいたように、コロナ禍における事例、それから今までのところでも障害者差別解消に関する事例というものは、民間事業所含め周知啓発を行っておりますので、そこに上乘せ、プラスアルファということで、コロナ禍における困りごとにつきましても、併せて活用して民間事業所等に活用していきたいというように考えております。

(宗澤委員長)

加えて、先ほど峯先生からご指摘があったように、コロナ禍のなかでの対処の仕方について、専門家でもはっきりしていない部分があるというようにところが残ると思うんですね。ただそれは本当に数十年とか100年に1度というような「コロナ禍」という状況の歴史的なその事実として、ひとつこういうことがあったということを確認しておくということも必要だと考えてきました。

だから、すべてに科学的根拠を持った配慮実践事例というのが対応できるかどうかというのは、ちょっと最後につめて見ないと分からないんですけども、基本的にはいま事務局がお答えいただいたように、出来る限りの知恵を共有する、配慮出来るようにするっていう方向で事例を収集しているんだらうなというふうにご理解いただければと思います。

末吉委員が手を挙げておられるので、どうぞ。

(末吉臨時委員)

コロナ禍を踏まえたノーマライゼーション条例の事実上の改定とみなしてよろしいでしょうか。

(宗澤委員長)

いや、条例を活かして、このコロナ禍という特別な事情のもとでの困りごととか差別事例を出してもらって、そこへの対応みたいなものを考えていこうという取り組みの一環です。

この条例を活かして、今回のことをやっていくわけです。

(末吉臨時委員)

民間というのが、努力義務とはいえ義務であると。さきほどのやりとりでありましたね。

(宗澤委員長)

今後努力義務でなくなるんです。合理的配慮について法的義務になるということも含め、民間事業所・公共機関という垣根を超えて、障害のある人がコロナ禍において、困りごとを抱えていることへの対応っていうのをみんなで考えていこうと。こういう主旨です。

(末吉臨時委員)

分かりました。ありがとうございます。

(宗澤委員長)

他にいかがでしょうか。

(水内臨時委員)

先生再びすいません。一言だけ。水内です。

(宗澤委員長)

はい。どうぞ。

(水内臨時委員)

例えば出来る限りに障害者の方に合理的な配慮が出来るようにというような事例と対処方法について、いわゆるガイドラインではないけれども、掲載するというのと、仮に公表されるということであれば、そういう主旨ですよ。

つまり科学的に考えたときに、100%合理的かどうかというのとは分からないっていうのも、通常考えられる範囲で、よりよく、より障害者の方が快適にとか、生活の場面でお困りにならないようにするために、配慮として記載しましたというようなことをどこかで記載してあると、いろんなご意見あると思うんですけども、そういう主旨なのかということをご理解、ご協力がいただきやすいのかなとちょっと思いましたので、付け足しさせていただきます。

(宗澤委員長)

事例を公表することと、公表してどういうふうを活用していくのかっていうのは、今後の課題として出てくるとは思っていますので、それは今後の議論の中で良い活用方法みたいなものを、この委員会で議論していくことになるだろうと思います。

水内委員のご意見を出来る限り受けとめて今後活かしていきたいと思っています。

他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは事務局でもう一度整理をして、それであらためて皆さんからご意見をうかがう機会を、これは書面のやり取り、メールのやり取り等になると思いますけれども。

そういう機会を設けていきますので、そこでもまたご意見をいただきたいということもお願いしたうえでこの議題についてはよろしいでしょうか。

それでは議題3に入らせていただきます。

それでは、ここから、個人情報を含む資料の説明に入りますので、申し訳ございませんが、傍聴人の方につきましては、ご退席をお願いします。

書面参加の委員からの意見

(田代委員)

・コロナ禍による人流抑制は人と人との触れ合いの場を奪ってしまった。今は耐える時であるが、その中でもいかに孤立をさせないかが重要であると思う。

(事務局)

・コロナ禍における困りごととして、事例として掲載いたします。

(柴野委員)

・難しい部分も多々あるが、事例の集積とともに事例についての対応策などを検討し、その対応策を提言していくことも重要だと思う。

(山崎委員)

・情報の理解について、自治会や民生委員などと助け合い、障害者が地域で安心して暮らすための施策が必要との意見があった。市や、区から提供されている障害者の名簿については、見守っているが、個人情報のどの部分まで立ち入ってよいものかが民生委員としての一番の悩みとなっている。

今後、積極的に取り組んでいこうと思う。

・コロナ禍の様々な課題を事例集の形で周知することは大変意味があると思う。

(滝澤委員)

・サービス提供者や事業者、医療、福祉、介護面のみでなく、JR等の公共機関、金融機関、スーパー、飲食店等、日常の生活に必須の多様な場面で、対応の良かったこと、出来ることが見えてくるようになればと思う。

(荒井委員)

・今回作成する事例集は、「今後の新たな感染症や有事などの発生に備えるために、啓発の資料として活用する」のみならず、もっと積極的に「現在のコロナ禍、及び今後の感染症や有事の発生時に、障害のある人たちへの適切で有効な施策立案と、その実施を可能とするための資料とする。」等、今後の市の施策そのものに活かしていくべきではないかと考える。

(事務局)

・事例の多くは市民の皆様にご配慮いただきたい事例となっていますが、その中でも市の施策に生かすことができるものについては、検討してまいります。

(山田委員)

・普段から障害者と関わっているが、コロナ禍における様々な困難さについて、改め

て実感させられる意見が多々あった。一般の方や社会全体に現状を理解してもらえよう周知を図ってもらいたい。それによって1人でも多くの方に理解を深めてもらい、コロナ禍における配慮事項の1つとして定着していくことを期待する。

(渡辺臨時委員)

・PCR検査や感染したときの医療機関の受診、ケアラーの問題、在宅での支援については情報が少なく、ハードルが高いように思う。

(塚田臨時委員)

・医療機関の受診についての事例は、所属の委員においても検討しなければならないと感じた。

その他

(宗澤委員長)

それでは、その他について事務局からお願いします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

まず、本会議資料とは別に委員の皆様にご配布させていただいております、「さいたま市ノーマライゼーションカップ」のチラシについて、説明させていただきます。

先程、議題(1)でも説明し、くり返しとなりますが、本市では、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(ノーマライゼーション条例)」及びその理念の普及啓発のため、視覚障害者と晴眼者が協力してゴールを目指すブラインドサッカーの国際親善試合「さいたま市ノーマライゼーションカップ」を開催しており、今年度で9回目となります。

今年度は、2月19日土曜日に開催を予定しており、女子日本代表と男子ユーストレセンチームが試合を行います。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、無観客試合とし、YouTube Liveで試合の無料配信を行います。チラシのQRコードからアクセス可能となっておりますので、ご都合がよろしければ、委員の皆様にも、ぜひご視聴いただければと思います。

現在コロナ禍で開催が不透明なところがありますが、ご報告させていただきます。

また、最後に「臨時委員の改選」について、事務連絡がございます。

本委員会の12名の臨時委員の皆様につきましては、任期が令和4年3月31日までとなっております。今後、次期臨時委員の選任を市として検討していく予定でございますが、各所属団体にご推薦をお願いするほか、人選等について、皆様にご個別にご相談させていただくこともあろうかと存じますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(末吉臨時委員)

ブラサカについてよろしいですか。

ブラインドサッカーの面白さというのは、障害政策課課長はご覧になっていませんか。

(事務局)

頻繁にということではないですが、見る機会がありました。

(末吉臨時委員)

知り合いに目の見えない方が結構いらっしゃるんですけど、見て面白いものなのかどうかということについて、私は説明する自信がないんで。

ノーマライゼーションを広げてくというのは、頭では分かっているのですが。

(宗澤委員長)

私のゼミの学生に、この方面の研究をしている学生が毎年いまして、徐々にではあるけれどもスポーツの魅力について広まりつつあるのは事実です。

これは皆さんが観戦をしていただいたうえで、それぞれがお感じになった部分というのを身近な方にお伝えいただければいいというふうに思います。

ただ、当然スポーツとか文化は、場合によっては、合わないものっていうのは人によってはありますから、そういうものは強制するものではなくて、それぞれがお感じになった何か魅力のようなものを、ノーマライゼーションを広げる中でですね、視覚に障害のある人と晴眼者が共に試合をすることのできるスポーツの一つとして、こういう魅力があるっていうのをご覧になった方がお伝えいただければなど、思っているところです。これは多彩なお考えがあっていいと思うので。

(末吉臨時委員)

税金を使ってやるからには、それなりの面白みがないと広まらない。いろんな障害にしてもそうだし、いろんなサッカーせっかく2チームあるんだから、さまざまな知恵を絞ってブラサカもそうだし、いろんなスポーツ研究みたいなことをやる必要があるんじゃないかとは思いますが。

(宗澤委員長)

東京2020が一年延びましたけれども、のちのパラリンピック等もありましてですね、さいたま市内にはボッチャの重度の部門の選手もいましたし、意外と魅力を感じてくださる方っていうのは増えつつあるっていう状況であるんですね。

その流れを皆さんとともに作っていくことが出来ればと思っていますので、魅力をそれぞれの立場から語ってもらおうとか、情報発信してもらおうってことを含めて、このさいたま市のノーマライゼーションカップを楽しみにしておきたいと思っています。

それではノーマライゼーションカップについては、これで終わりにさせていただきます。

以上を持ちまして本日の会議は閉会とさせていただきます。会議にご参加いただきまして、また会議進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。これで今日の委員会は終わりにさせていただきます。

お疲れさまでした。